

○総務省訓令第 45 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 9 月 30 日

総務大臣 藤井比早之

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 〔第 1・第 2 略〕 第3 衛星関係 1 システム別審査基準 〔(1)～(8) 略〕 (9) 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、1610.0MHzから1618.75MHzまでの周波数の電波を使用するもの 〔ア～エ 略〕 オ 工事設計等 (ア) 周波数 複信方式の無線設備のうち符号分割多元接続方式を用いるものについては1610.73MHzから1618.11MHzまでの1.23MHz間隔の7波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式を	別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 〔第 1・第 2 同左〕 第3 衛星関係 1 システム別審査基準 〔(1)～(8) 同左〕 (9) 〔同左〕 〔ア～エ 同左〕 オ 工事設計等 (ア) 周波数 複信方式の無線設備のうち符号分割多元接続方式を用いるものについては1610.73MHzから1618.11MHzまでの1.23MHz間隔の7波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式を

用いるものについては1610.2MHzから1618.6MHzまでの100kHz間隔の85波、MSK方式を用いるものについては1610.15MHzから1618.6MHzまでの5kHz間隔の1691波であること。

単向通信方式の無線設備については、1611.25MHzから1616.25MHzまでの2.5MHz間隔の3波であること。

(イ) 占有周波数帯幅の許容値

原則として、複信方式の無線設備のうち符号分割多元接続方式を用いるものについては1.28MHz、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又はMSK方式を用いるものについては300kHzであること。単向通信方式の無線設備については2.5MHzであること。

[(ウ) 略]

[(10)～(20) 略]

[2・3 略]

用いるものについては1610.2MHzから1618.6MHzまでの100kHz間隔の85波であること。

単向通信方式の無線設備については、1611.25MHzから1616.25MHzまでの2.5MHz間隔の3波であること。

(イ) 占有周波数帯幅の許容値

原則として、複信方式の無線設備のうち符号分割多元接続方式を用いるものについては1.28MHz、シングルキャリア周波数分割多元接続方式を用いるものについては300kHzであること。単向通信方式の無線設備については2.5MHzであること。

[(ウ) 同左]

[(10)～(20) 同左]

[2・3 同左]

附 則

この訓令は、令和8年9月30日から施行する。